

(件名) 米国から日本に帰国・渡航される方に対する水際対策の強化

4月1日、日本政府は「水際対策強化に係る新たな措置」を決定しました。この中で米国から日本に帰国・渡航する際の空港での諸手続の変更点は以下のとおりです。

1 入国手続

(1) 4月3日から米国も入国拒否対象地域になります。過去14日以内に米国に滞在した外国籍の方は日本への入国はできません。日本国籍者は入国拒否の対象外ですので日本への入国は可能です。

(2) 外国籍の方で日本の「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の4つの在留資格のいずれかを有し、4月2日までに再入国許可をもって出国した場合は、日本への再入国が原則可能ですが、4月3日以降出国する場合は入国拒否の対象になります。

2 検疫

(1) 過去14日以内に米国に滞在した全ての方（日本国籍者を含む）は、本邦にて検疫官にその旨を申告する必要があります。申告後、質問票の記入、検温、発熱などの症状の確認が行われ、全員にPCR検査が実施されます。検査結果が判明するまで（現在は1日～2日間程度）、自宅等（症状がなく、公共交通機関を使わずに移動できることが条件）、空港内のスペース又は検疫所長が指定した場所で待機いただくこととなります。

(2) PCR検査の結果が陰性の場合も、入国から14日間は自宅やご自身で確保された宿泊施設等（自宅等への移動は公共交通機関を使用せずに移動できることが条件となります）で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。また、保健所による健康確認の対象となります。

（ご参考）【日本の空港における検疫に関するFAQs】

質問1：日本国籍者は、日本への入国が許されるか。

答1：4月1日、日本において決定された「水際対策強化に係る新たな措置」は入国拒否対象地域に新たにアメリカ含む49か国・地域を追加するものであり、日本国籍者は入国拒否の対象ではありませんが、これまでの14日間の自己隔離に加え、全員に空港内でのPCR検査が実施されるなど検疫が強化されておりますのでご注意ください。

質問2：いつから入国した人が対象となるか。

答2：日本時間4月3日（金）午前0時以降に本邦に到着した方が対象となり、当分の間実施されます。したがって、過去の同様の措置と異なり、4月2日中に外国を出発した場合であっても、4月3日午前0時以降に本邦に到着した場合は措置の対象となります。

質問3：空港で実施される検疫内容/手続き/流れ。

答3：検疫官より空港の検疫所において、①質問票の記入、②体温の測定、③症状の確認、及び④PCR検査が実施されます。

質問4：検疫に要するおおよその時間。

答4：検疫強化対象地域の拡大に伴い、検査対象となる方が急増しているため、到着から入国まで数時間要します。PCR検査の結果は、早い方であれば6～8時間程度、長い方では1～2日かかることもあります。

結果が判明するまで、自宅等（注）、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機することが求められます。結果判明に数日かかるような方に対しては、検疫所が指定する宿泊施設で、待機頂くこととなります。PCR検査の結果が出るまでは、ご自身で確保された宿泊施設へは行くことが出来ませんのでご注意ください。なお、米国で既にPCR検査を受けて陰性だった方も、日本の検疫所で再度PCR検査を受けて頂きます。

（※）自宅等で検査結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行う必要があります。

質問5：検疫官の指示に従わない場合はどうなるか。

答5：これら検査は、検疫法に基づき実施するため、検疫官の指示に従わなかった場合は、罰則の対象となる場合もあります。

質問6：国内線乗り継ぎがある場合、検査結果が出るまで飛行機には乗れないのか。

答 6：飛行機も公共交通機関にあたるため乗れません。PCR 検査の結果が陰性で、ご自身が確保された宿泊施設等で 2 週間の自主検疫を終えた後、最終目的地に向けて国内線に乗り継いで下さい。なお、同 2 週間中は、バスや電車等の公共交通機関の利用も出来ません。

質問 7：空港での PCR 検査の結果が陰性であった場合も自宅等に待機する必要があるのか。

答 7：陰性の結果が出ても、入国から 14 日間は、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないことに加え、自宅やご自身で確保された宿泊施設等で不要不急の外出を避け、待機することが求められます。また、日々ご自身で健康を確認すると共に、保健所や自治体等からの確認がある場合に健康状態を伝えて頂きます。

質問 8：PCR 検査の結果が陽性であった場合。

答 8：医療機関に隔離（入院）されます。

●法務省 HP の『新型コロナウイルス感染症に関する情報』

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●法務省 HP の『新型コロナウイルス感染症に関する取組及び渡航自粛の要請について』

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00136.html

●厚労省 HP の『水際対策の抜本的強化について（新型コロナウイルス感染症）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

●厚労省 HP の『水際対策の抜本的強化に関する Q&A』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1